

秋田県告示第216号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第4項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

令和5年5月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名
仙北郡美郷町六郷字上町39番地
有限会社吉野屋商店